

甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
(仮称) 地域振興施設整備事業 完了報告書に係る知事意見素案

No	項目	知事意見素案	主な意見等 (1月23日審議会等)
1	全般的事項	<p>事業実施前の値を前提とした影響の程度の再説明 大気汚染に関する項目の濃度や工事中河川における浮遊物質量について、事業実施前の値を前提とした検討がされていないため、事業実施前後の比較により、事業による影響の程度を再説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中河川の浮遊物質量について、予測の範囲値を下回っているので問題がなかったとしているが、そもそも設定した予測値が緩いのではないか。(岩田委員)【24】 ・予測の浮遊物質量の値に大きな幅が確認されているため、この幅を踏まえた評価を行うべき。(岩田委員)【25】 ・大気汚染に関しても事業実施前後を踏まえた検討がされていない。(事務局)
2	大気汚染	<p>車両の走行による大気汚染への影響の説明 廃棄物運搬車両の走行による大気汚染については、苦情が無いことのみで環境保全措置の再検討は不要としているが、事業実施区域内では相当の台数の各種車両が走行している。 このことから、供用後の車両走行による大気汚染への影響について、事業実施前の調査・予測結果との比較をしたうえで、定量的に説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・供用後の車両による大気汚染への影響について、影響がないとするのであればその根拠を定量的に示すべき。(小林(拓)委員)【23】
3	水質汚濁	<p>地下水に係るより詳細な事後調査結果の分析 最終処分場の地下水の事後調査について、下流側のモニタリング井戸にて、上流側と比較してpH、電気伝導率、塩化物イオンの値の上昇が見られるが言及がないことから、事業の影響の有無や値の上昇が見られた原因等について説明すること。 また、実際の調査頻度、今後の事後調査計画及び公表方法を明らかにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下流のモニタリング井戸で、電気伝導度と塩化物イオン濃度の上昇が確認されているが、浸出水の影響ではないのか。(坂本会長)【26】 ・上流、下流のモニタリング井戸で、同じ水を採水できているかの確認をすべき。(坂本会長)【28】 ・完了報告書以降も調査が必要な場合は、その調査計画及び公表方法等についても記載が必要(事務局) ・事後調査計画では1年間(年1回)のところ、7年分(毎月調査の年最大値)の報告となっている。また、今後の調査計画が不明。(事務局)

No	項目	知事意見素案	主な意見等（1月23日審議会等）
4	植物、生態系	<p>「環境保全措置の再検討」の見直し 保全すべき陸上植物種について、環境保全措置の見直しの必要はないとしているが、例えばアズマイチゲやギンランの確認株数には減少傾向がみられ、将来的な消失が懸念される。</p> <p>このことから、対象種の生態及び生育環境を踏まえ、移植後の生育が定常に達しているか、今後の管理の必要性は無いかなどについて追加で説明するとともに、環境保全措置の要否について改めて説明すること。</p> <p>なお、モニタリングや管理を継続する場合、その結果の公表方法（公表時期・頻度、公表媒体）についても明らかにすること。</p>	<p>・「すべての種で移植により保全が図られていたため、見直しの必要はない」としているが、植物の生態や生活史等を踏まえた説明がされていない。（小林（富）委員）【36】</p> <p>・例えば、アズマイチゲは、移植地の管理が行われなければ消失が懸念される。（田中委員）【33】【34】</p> <p>・対象種の生存必須条件を踏まえたうえで移植先の生態系やハビタットを保全する必要がある。（田中委員）【34】</p> <p>・マツバランは、移植地の管理が行われなければ消失が懸念される。（小林（富）委員）【36】</p> <p>・マツバランについては竹林の荒廃による日照の変化も踏まえ、移植地の管理を行うこと。（小林（富）委員）【35】</p>
5	動物、生態系	<p>オオタカに係る影響の程度の再説明 オオタカについて、改変域内の生育環境が消失したにもかかわらず、調査結果に基づいた根拠及び成功基準が示されていないまま、事業による影響はほとんどないとしている。</p> <p>このことから、次を示したうえで事業による影響の程度を再説明し、追加の環境保全措置を検討すること。</p> <p>①事業前後における生育環境（行動圏、採餌環境等）の変化 ②事業の進捗に伴う巣の分布の経年変化 ③改変区域と巣の位置（地形、距離）</p> <p>また、事業による影響・変化を踏まえオオタカが今後も繁殖ができるかどうかを説明すること。その際、必要により南側（別のオオタカの縄張りか否か）の調査を行うこと。</p>	<p>・改変域内のオオタカの生育環境が消失したことを踏まえ、評価を行うこと。（佐藤委員）【66】</p> <p>・環境影響の程度の判断で、影響はあったと思うので、「影響はほとんどなかった」という記載は改めるべき。（佐藤委員）【50】【67】</p> <p>・科学的根拠を示すべき。（佐藤委員）【47】【50】【67】【73】</p> <p>・事業地はオオタカの採餌環境であった可能性があるため、オオタカへの事業の影響について、事業の進捗や地形、巣の分布の経年変化などを踏まえ説明すること。（佐藤委員）【51】</p> <p>・定量的な成功基準を設定しなければ、評価はできない。（田中委員）【58】【59】【60】</p> <p>・消失した環境の代替地を与えて欲しい。（佐藤委員）【73】</p> <p>・事業により失った採餌環境、新たな行動圏などを踏まえ、必要により繁殖地南側も調査したうえで、オオタカが今後も繁殖を継続できるかどうかについて評価すべき。（佐藤委員）【52】</p>

No	項目	知事意見素案	主な意見等（1月23日審議会等）
6	動物、生態系	<p>ミゾゴイに係る影響の再評価 ミゾゴイについて、事業による繁殖への影響はほとんどないとしているが、事業実施により改変域内で生息環境が消失しており、改変区域付近では工事の途中から、新たな巣の確認がされていない。 このことから、影響がほとんど無いとする評価を見直すとともに、例えば補正評価書で影響評価したHSIモデルを用いるなどして、次の①～③について事業による影響の程度等を定量的に説明すること。 ①生育環境（行動圏、採餌環境等）の事業前後での変化 ②雛の数や巣の位置の経年変化 ③季節や時刻、地形などを踏まえたソングポストの経年変化 そのうえで、新たな成功基準（目指すべき姿）を設定し、追加の環境保全措置の可否を示すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改変域内の生育環境が消失したことを踏まえ、評価を行うこと。（佐藤委員）【66】 ・環境影響の程度の判断で、影響はあったと思うので、「影響はほとんどなかった」という記載は改めるべき。（佐藤委員）【42】【67】 ・影響はほとんどなかったとする説明が不足している。（佐藤委員）【41】 ・繁殖成功率等の科学的根拠を示すべき。（佐藤委員）【42】【47】【55】【67】【73】 ・16年分の調査結果が報告されているが、集計されていないため、評価が困難である。（佐藤委員）【53】 ・ソングポストの確認位置の経年変化について、季節や確認時刻、地形などを踏まえ整理し、事業の影響について評価すること。（佐藤委員）【53】 ・定量的な成功基準を設定しなければ、評価はできない。（田中委員）【58】【59】【60】 ・HSIモデルを補正評価書で検討したのであれば、それを有効活用して、モニタリングの結果を評価すべき。（田中委員）【57】 ・消失した環境の代替地を与えて欲しい。（佐藤委員）【73】
7	動物、生態系	<p>オオムラサキに係る追加説明等 オオムラサキについて、環境保全措置の効果により保全されているとしているが、根拠としている成虫の確認数はわずかであり、確認位置も保全措置として植栽したエノキから離れている。 このことから、事後調査にてオオムラサキが確認された地点の周辺環境やそこでの行動の様子など、より具体的な調査結果に基づき、オオムラサキの定着の有無及び環境保全措置の効果について説明すること。 また、必要により追加調査の実施や、環境保全措置の再検討を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オオムラサキについて、環境保全措置の効果により保全されているとしているが、成虫の6個体の確認だけで、その判断はできない。（北原委員）【61】 ・確認されたその記録を残さないと、確認された場所がどのようなハビタットかがわからない。（北原委員）【62】 ・すべてのライフステージが記録されて初めて、ハビタットとして意義がある。このことを踏まえたモニタリングが必要。（北原委員）【62】 ・環境保全措置はビオトープ内へのエノキの植栽だが、措置の実施状況（植栽した写真等）が報告されておらず、オオムラサキの確認場所もビオトープ内ではない。（事務局）

No	項目	知事意見素案	主な意見等（1月23日審議会等）
8	植物、動物、生態系	<p>創出した環境(ビオトープ)の効果の明示 ビオトープについて、成功基準を満足しているかわからないものの、追加の保全対策を講じないとしているため、ビオトープの効果について、ビオトープが事業実施前とは異なる環境であることを前提とし、次を示したうえで成否を判断すること。</p> <p>①指標種の詳細な選定理由 ②創出した環境(植栽等)の内容及び位置 ③事業実施前後における指標種の種数・量(個体数)の比較 ④新たに設定した定量的な成功基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のビオトープという言葉の使い方が偏っている。(田中委員)【64】 ・ビオトープの成否が判断できるような定量的な目標をつくるべき。(田中委員)【65】、(北原委員)【68】 ・指標生物の選定理由が不明(田中委員)【65】 ・ビオトープによる代償にて、本来環境とは異なる、異質な環境が創出されている。(岩田委員)【70】 ・発見数や個体数だけでなく、本来環境との比較できるようなデータを示しながら生態系について評価すること。(岩田委員)【70】 ・ビオトープの植生について、事業前の状況と現況が比較できるように記載すべき。(小林(富)委員)【37】【39】 ・下流のビオトープについて、記載がないので植栽の内容及び位置についても記載すべき。(小林(富)委員)【38】
9	植物、動物、生態系	<p>ビオトープの管理計画の策定 ビオトープは、土砂で埋まったり、河川の氾濫にさらされやすい場所に設置されているため、その効果を維持するためには継続的な管理が必要である。</p> <p>このことから、次の点に留意しながら管理計画及び事後調査計画を策定すること。</p> <p>①ミゾゴイの生育環境としての機能 ②カエル類による周辺の山との往来 ③目指すべき姿を実現するための植栽計画(最適な環境、将来の生物群集の復元など)</p> <p>また、環境保全措置である付替河川の多自然型護岸について、河川から小動物が抜け出せない構造であるため、改善策(追加の環境保全措置)について説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂で埋まったり、河川の氾濫にさらされやすい地形に位置するため、継続的な維持は困難である。(岩田委員)【71】 ・ビオトープの今後について具体的な管理計画を示すべき。(坂本会長)【69】【75】【76】【77】、(岩田委員)【71】 ・ビオトープは、ミゾゴイやオオタカにとってよい環境ため、引き続き保全してほしい。(佐藤委員)【54】 ・カエル類に対しては、周辺の山との行き来を考えようとして、ビオトープの維持管理をすべき。(湯本委員)【63】 ・ビオトープ内は、個々の植物にとって決して最適な環境では無いと思うので、できる範囲で改善してほしい。(小林(富)委員)【36】 ・生物群集の復元に向けた植生計画等の具体的な計画が必要。(北原委員)【68】 ・ビオトープに流れ込む水路が落差高1mあり、カエルなどが抜け出せない。山と川、上流下流に行きできない構造は、あってはならない。(佐藤委員)【72】
10	生態系	<p>カエル類に係る環境保全措置の再検討 カエル類について、報告書の調査結果のみではビオトープにて繁殖しているのか、周辺から移動してきているだけなのかが判断できない。</p> <p>このことから、より長期の継続調査及び周辺の調査結果(文献等も含む)を踏まえ、環境保全措置(ビオトープ)の効果及び追加の環境保全措置の要否について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カエル類の幼生の確認数が報告されているが、現在の調査結果だけでは、個体数が多い少ないの判断はできない。(湯本委員)【48】 ・新たに確認されたモリアオガエルについて、ビオトープの成否を判断するためには、県内でのモリアオガエルの拡大傾向も踏まえ、より長期の個体数、確認範囲の調査を行う必要がある。(湯本委員)【48】

No	項目	知事意見素案	主な意見等（1月23日審議会等）
11	景観	<p>周辺景観との調和に係る再説明 ごみ処理施設の色彩は、周辺景観から浮いており、調和していない可能性があるため、塗り分けに関する色彩の検討内容・決定経緯など、詳細な経緯が不明な点を示しながら、影響の程度を再説明すること。 また、今後、ごみ処理施設の塗り替えを行う際には、色彩の変更も検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設について、施設が山並みと調和していない。煙突の塗り分けには、稜線の上にさらにもう一つ稜線が出現してしまい、おかしい。 ・以前、問題があることを伝えたにも関わらず、景観に及ぼす影響は最小化されていたと評価されているため、記載を工夫してほしい。 ・塗装前に報告がなかった塗り分けについて、検討内容や検討経緯も示してほしい。 ・塗り替える際には、再検討してほしい。（石井委員）【79】
-	-	<p>知事意見に対する検討結果・実施した再評価・保全措置は、県に報告したうえで事業者のホームページその他でも公表すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・完了報告書の知事意見で、不足の資料の作成をを求めることはできるか。（坂本会長）【14】 ・知事意見に対する検討結果・実施した再評価・保全措置は、県に報告したうえで事業者のホームページその他でも公表が必要。（事務局）